

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、「私達は人々の健康に貢献します」「私達はこころの笑顔を大切にします」を理念に掲げ、当社の企業活動を通して、患者さん、医療関係者の皆様、地域社会をはじめとするすべての方々から喜ばれ、求められる企業を目指しており、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについては、自社の事業の状況や物価変動等の要素を適切に捉え、今後も必要な賃金の引き上げを検討してまいります。また、会社業績への意識を高めると同時に利益分配も実現すべく、上級管理職に対して業績連動賞与を導入いたしました。教育訓練等については、従業員の「キャリア形成支援」に取り組み、継続的な自己成長と能力を最大に発揮できる機会の創出に取り組むとともに、従業員のさらなる成長と活躍をサポートするため「人材研修センター」を設置し、人材育成・教育研修の充実につとめてまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/87110-05-08-osaka.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3. その他のステークホルダーに関する取組

当社は、創業以来、優れた製品とサービスを創造することによって、患者さん、医療関係者の皆様、地域社会をはじめとする全てのステークホルダーの健康に貢献しております。今後も、幅広いステークホルダーとの対話を通じて、当社が果たすべき社会的責任を継続的に把握し、事業活動に活かすことで、ステークホルダーとともに持続的に成長していくことを目指してまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

2025年3月25日

東和薬品株式会社

法人の名称

代表取締役社長 吉田逸郎

代表者の役職及び氏名